

議員提出議案第12号

琴浦町議会基本条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び琴浦町議会
会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成29年12月15日 提出

提出者	琴浦町議会議員	青	亀	壽	宏
賛成者	同	語	堂	正	範
	同	小	椋	正	和
	同	高	塚		勝
	同	新	藤	登	子
	同	桑	本	賢	治
	同	澤	田	豊	秋

平成29年 月 日

琴浦町議会議長 手 嶋 正 巳

平成29年琴浦町条例第 号

琴浦町議会基本条例の一部を改正する条例

琴浦町議会基本条例(平成24年琴浦町条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>前文</p> <p>琴浦町議会は、住民が議員と町長を直接選ぶ二元代表制のもとで、議会に求められる役割を十分に発揮することにより、<u>町民福祉の向上と町政の発展</u>に貢献する責任があります。</p> <p>琴浦町の意味決定機関である琴浦町議会は、当然、審議過程において徹底した情報公開による透明性・公平性・信頼性を確保しなければなりません。</p> <p>また、決定事項については、町民への説明責任を負います。</p> <p>さらに、議会への町民の参画を促進することで、開かれた議会を実現し、<u>町民福祉の向上と町政の発展のため、町民の意見を最大限に反映させる義務</u>があります。</p> <p>この基本条例は、上記の理念に基づき、議会・議員の活動原則や議会が町民と行政との関係の基本的事項を定めるものです。</p> <p>(議会報告会及び意見交換会)</p> <p>第10条 議会は、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会及び</p>	<p>前文</p> <p>琴浦町議会は、住民が議員と町長を直接選ぶ二元代表制のもとで、議会に求められる役割を十分に発揮することにより、町民福祉の向上に貢献する責任があります。</p> <p>琴浦町の意味決定機関である琴浦町議会は、当然、審議過程において徹底した情報公開による透明性・公平性・信頼性を確保しなければなりません。</p> <p>また、決定事項については、町民への説明責任を負います。</p> <p>さらに、議会への町民の参画を促進することで、開かれた議会を実現し、町民の意見を最大限に反映させる義務があります。</p> <p>この基本条例は、上記の理念に基づき、議会・議員の活動原則や議会が町民と行政との関係の基本的事項を定めるものです。</p> <p>(議会報告会)</p> <p>第10条 議会は、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行</p>

意見交換会を行うものとする。

2 議会報告会及び意見交換会の内容は、議会広報紙及び琴浦町ホームページに掲載し、公開するものとする。

(議員の政治倫理)

第23条 略

2 その他政治倫理に関する事項は、議長が別に定める。

うものとする。

2 議会報告会の内容は、議会広報紙及び琴浦町ホームページに掲載し、公開するものとする。

(議員の政治倫理)

第23条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。